

3	(略)	150単位
4	利用者負担上限額管理加算	
	注 指定重度訪問介護事業者又は共生型重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	
5	喀痰吸引等支援体制加算	100単位
	注 指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要となる者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロ又は1の注9の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。	
5の2	(略)	
6	福祉・介護職員処遇改善加算	
	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ～ホ	(略)	
7	(略)	
第3	同行援護	
1	同行援護サービス費	
	(削る)	
イ	所要時間30分未満の場合	184単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	291単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	420単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	484単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	547単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	610単位
ト	所要時間3時間以上の場合	673単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数
	(削る)	

3	(略)	150単位
4	利用者負担上限額管理加算	
	注 指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。	
5	喀痰吸引等支援体制加算	100単位
	注 指定重度訪問介護事業所等において、喀痰吸引等が必要となる者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注9の(1)の特定事業所加算(I)を算定している場合は、算定しない。	
5の2	(略)	
6	福祉・介護職員処遇改善加算	
	注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ～ホ	(略)	
7	(略)	
第3	同行援護	
1	同行援護サービス費	
	イ 身体介護を伴う場合	
	(1) 所要時間30分未満の場合	256単位
	(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合	405単位
	(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	589単位
	(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	672単位
	(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	755単位
	(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	839単位
	(7) 所要時間3時間以上の場合	922単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数
	ロ 身体介護を伴わない場合	
	(1) 所要時間30分未満の場合	105単位
	(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合	199単位
	(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	278単位
	(4) 所要時間1時間30分以上の場合	348単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対して、同行援護（外出時において、当該利用者に行き、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者への必要な援助を行うことを行う。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3において「指定同行援護事業所」という。）が当該事業を行う事業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業者（以下「基準該当同行援護事業所」という。）に置かれる従業員（以下「同行援護従業員」という。）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定同行援護」という。）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定同行援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(削る)
(削る)

2 (略)
3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合においては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める者が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対して、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4の2 区分3（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4の3 区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5～9 (略)

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、同行援護サービス費は、算定しない。

2～4 (略)

注1 イにあっては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあっては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護（外出時において、当該利用者に行き、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者への必要な援助を行うことを行う。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者（3において「指定同行援護事業所」という。）が当該事業を行う事業者（以下「指定同行援護事業所」という。）に置かれる従業員（以下「基準該当同行援護事業所」という。）が当該事業を行う事業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業者（以下「基準該当同行援護事業所」という。）に置かれる従業員（以下「同行援護従業員」という。）が同行援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定同行援護」という。）又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定同行援護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

(2) 次の(一)及び(二)のいずれにも該当する支援の度合（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）にあること。

(一) 区分2以上に該当していること。

(二) 区分省令別表第一における次のaからeまでに掲げる項目のいずれか一つに認定されていること、
て、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること、

a 歩行 「全面的な支援が必要」

b 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

c 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

d 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

e 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

2 (略)

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合には、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合には、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

(新設)

(新設)

5～9 (略)

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、同行援護サービス費は、算定しない。

2～4 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者に対し、指定同行介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数までの間(二及び六については、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

6 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービスマン

イ	所要時間30分未満の場合	254単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	402単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	586単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	733単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	882単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,030単位
ト	所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,179単位
チ	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,327単位
リ	所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,477単位
ヌ	所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,624単位
ル	所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,773単位
ヲ	所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,921単位
ワ	所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,070単位
カ	所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,218単位
ヨ	所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,368単位
タ	所要時間7時間30分以上の場合	2,514単位

注1・2 (略)

2の2 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

3～7 (略)

8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービスマン提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスマンを受けけている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、行動援護サービスマン費は、算定しない。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行介護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、利用者に対し、指定同行介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

6 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービスマン

イ	所要時間30分未満の場合	253単位
ロ	所要時間30分以上1時間未満の場合	401単位
ハ	所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	584単位
ニ	所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	731単位
ホ	所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	879単位
ヘ	所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	1,027単位
ト	所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	1,175単位
チ	所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	1,323単位
リ	所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	1,472単位
ヌ	所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	1,619単位
ル	所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	1,767単位
ヲ	所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	1,915単位
ワ	所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	2,063単位
カ	所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	2,211単位
ヨ	所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	2,360単位
タ	所要時間7時間30分以上の場合	2,506単位

注1・2 (略)

2の2 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

3～7 (略)

8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービスマン提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスマンを受けけている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、行動援護サービスマン費は、算定しない。